

最低制限価格の改正について

愛南町では、公共事業の品質確保を目的とし、適用対象案件における最低制限価格の算定方法について、中央公契連モデル、国土交通省及び愛媛県の基準見直しを踏まえ、令和8年4月1日より改正いたします。

この改正は、価格競争の適正化と適正な利益の確保を図ることを目的としており、**令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用**しますので、内容をご確認ください。

1 適用対象

建設工事(設計金額 200 万円超え 500 万円未満)

2 算定方法

予定価格(消費税及び地方消費税額を除く)の算出基礎となった各費目に所定の率を乗じて得た額(円未満は切捨て)の合計

3 算定式

区分	計算式	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に $7.5/10$ を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に $7.5/10$ を乗じて得た額を、予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を最低制限価格とする。
建築工事(国土交通大臣が定める公共建築工事積算基準により積算された建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$(\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	